

- b 56部門×56部門
- 4. 逆行列係数表 (56部門×56部門)
 - a 生産者価格表にもとづく, (I-A)⁻¹型および (I-A+M)⁻¹型
 - b 購入者価格表にもとづく, (I-A)⁻¹型
- 5. 付帯表
 - a 商業マージン表 (153部門×153部門および56部門×56部門)
 - b 運賃表 (153部門×153部門および56部門×56部門)
- 6. 雇用係数表 (153部門×153部門および56部門×56部門)
- 7. 物量表 (物量採用品目 151 品目×153部門)
- 8. 副産物, 屑取引表 (153部門×153部門, 56部門×56部門)

第2章 昭和35年産業連関表における概念と定義

第1節 表の様式

産業連関表の勘定体系は、オープン・モデルである限り、通常国民経済計算における統合生産勘定を細分化したものと考えることができる。したがって、関税の部分进行调整すれば付加価値の横欄の合計は、国民所得統計における市場価格での国内総生産として、また、最終需要関係の縦欄の合計は、それに等しい国内総支出として規定することができる。また各部門の生産額および部門間の取引は、財貨および用役のみに限定され、振替的取引ならびに金融的取引はいっさい表から除外される。また要素所得の部門間取引および対外収支も表には含まれない。ただし昭和35年産業連関表においては、市場価格と要素費用に関する評価の便宜を考慮して間接税および補助金に関する横欄を、また現行国民所得概念との比較性を考慮して、家計外消費支出に関する横欄および縦欄と、関税の縦欄を設けた。

次に、利用の便宜を考慮して、昭和35年表においては、購入者価格評価表と生産者価格評価表の2本立てとし、前者は最終需要内訳の分析や生産のための原価費用の内訳の計算に、後者は波及効果をより精密にするための物的な依存関係の分析に適するよう設計がなされている。

以下公表する諸表の構成について様式例により説明する。

購入者価格評価表の構成は、第1表に示す通りである。各生産部門の横欄の各取引額は、購入者価格、すなわち間接税

込みの生産者価格の国内生産物と他部門で発生した副産物および屑ならびに関税込みの輸入額の合計に、負担された商業マージンと運賃とをさらに追加してえられる実際の購入価格によって評価される。このため、各生産部門の横欄で中間需要および最終需要に販売された総取引額の合計は、「需要合計」として定義され、これと購入者価格の供給額すなわち、国内生産額、副産物と屑、輸入、関税、商業マージンおよび貨物運賃の合計とがバランスする。たとえば農業についていえば、中間需要合計21と最終需要合計55の合計76が、実際に購入した価格での需要合計に相当し、この内訳は供給面では国内の生産18、副産物および屑0、輸入額(c. i. f.)25、関税4、商業マージン22ならびに運賃7から構成される。

なお、この場合の副産物および屑とは後述する通り、農産物と同一かあるいはそれと競争関係にある類似品である。このように各取引額は購入者価格であるため、商業部門の横欄は需要面では空欄となり、運輸部門の横欄も原則として旅客運賃収入(外国船の受取収入も含む)のみとなる。ただし輸出の縦欄との交点には、輸出品がf. o. b.で評価される関係上、海外から受取る旅客運賃収入のほかに輸出品の貨物運賃と三国間輸送による貨物運賃とが含まれる。したがって、運輸部門の需要合計は、旅客輸送に対する需要合計と輸出および三国間輸送の貨物運賃とからなりつつ(たとえばこの表における「財貨・用役の輸出」の縦欄と運輸の横欄との交点7は、本邦輸送機関の海外から受取る旅客収入と輸入貨物運賃

以外の貨物収入の合計である)。ところで運輸の国内生産額44と需要合計19との間には次の関係が成立する。

本邦輸送機関の旅客と貨物運賃収入(44) = 中間需要部門の旅客運賃支払(6) + 輸出以外の最終需要部門の旅客運賃支払(6 = 1 + 3 + 2) + 本邦輸送機関の海外からの旅客と貨物運賃収入(7) + 本邦輸送機関の輸入貨物運賃収入マイナス外国輸送機関の旅客運賃収入(8) + 本邦輸送機関の国内貨物運賃収入(17)

生産者価格評価表は第2表に示す通りである。この表は、第1表のような需給バランス型でなく、国内の生産額に関して縦欄と横欄とをそれぞれバランスさせ、各横欄の評価に当っても流通費用を控除しているから物的な依存関係の分析により適合している。各取引額の評価も間接税込みの生産者価格であるから、購入者価格での取引額との関係は次の通りとなる。

$$\begin{aligned} & \text{生産者価格取引額} + \text{商業マージン} + \text{貨物運賃} \\ & = \text{購入者価格取引額} \end{aligned}$$

このため、商業部門の横欄は、各種の原材料に賦課された卸売および小売マージンの累積額を表わす。運輸部門の横欄も、貨物運賃については商業と同じ取扱いをうけるが、旅客運賃と貨物運賃とが一括して計上される点異なる。

このほかに、生産者価格表では副産物・屑の発生額に対して、後述のように、特別の取扱いを行なう。すなわち、この部分は、マイナスの投入額として該当する生産部門と発生した部門との交点に計上される。したがってこの方法は、分析に際して投入係数の縦欄にマイナスの数値を計上させ、該当する生産部門の活動を減少させる効果をもつ(たとえば、石炭ガス部門で一定の比例で発生するコークスはコークス専業部門の生産必要量を減少させる)。

付加価値関係部門では、第1表における副産物および屑の販売収入の横欄が上記の方法を採用したため除去されたほかは、全く第1表と同一である。最終需要関係の部門も評価方法の差異を除いては概念規定に変わりはない。ただ輸入品の各部門間の取引額には関税が含まれているので、この部分の調整が表の右端において輸入とともになされている。

以上を要約すると、購入者価格評価表の供給欄のうち、輸入と関税の二つの縦欄をマイナスとして生産者価格評価表の最終需要欄の右端に移し替え、商業マージンと貨物運賃と副産物・屑の三つの縦欄については、これを産業別と最終需要用途別に縦割りしたうえ購入者価格評価表の各取引額からそ

れぞれ控除したものが生産者価格評価表である。

付帯表1, 2, 3, は、この商業マージン、貨物運賃、副産物・屑の三つの縦欄を分割した結果を示したものである。これらの表によって産業連関表は購入者価格と生産者価格のいずれにも変換することができる。なお、副産物・屑の付帯表は、生産過程に発生した副産物・屑について、その発生源泉部門の縦欄と競合部門の横欄との交点に、それぞれの発生額を計上している(たとえば、石炭ガス部門に副産物として発生したコークスは、コークス部門の横欄と石炭ガス部門の縦欄との交点にマイナスで計上する)。

付帯表4は、「輸入マトリックス」を示すもので、生産者価格評価表に直接接続する。すなわち、生産者価格評価表の各横欄を、30年表と同様、国産と輸入に分割し、そのうち輸入の部分だけを取りだして1表にまとめたものである。これによっていかなる物資の輸入品がいかなる部門で使用されたかが明らかとなり、さらにこの輸入の部分を生産者価格評価表の各取引額から控除すると国産品のマトリックスを導き出すことも可能である。輸入品は前述のように関税込みのc. i. f. 価格であるから、輸入マトリックスもこの価格で評価されている。

付帯表5は、生産者価格評価表に直接付帯する「物量表」で、原表のなかでとくに数量と金額の二本立て横欄が構成されている部門を取りだして作成したものである。この表は、前回と同様、生産者価格評価表の横欄を数量と金額についての需給バランスの形式で示したものである。選定された品目は、とくに重要な基礎的物資であるか、もしくは配分先の単価が著しく異なる物資に限定されている。前述の通り、今回の産業連関表は、30年表と異なり、平均単価方式ではなく実際の取引単価(26年表も同様)を採用しているから、部門によって取引単価が著しく異なる場合には、この物量表によって調整したうえ分析に利用することができる。物量表は、また重要物資の原単位計算にも役立つことは特に付言するまでもない。

第1表

産 業 連 関 表 (購入者価格評価表)

投入	中間 需 要							最 終 需 要					需 要 合 計	供 給						供 給 合 計		
	1	2	3	4	5	6	小 計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増		輸 出	小 計	生産額	副産物および屑	輸 入	関 税		商 業 マ ー ジ ン	貨 物 運 賃
1 農業	20	0	0	0	0	-	21	1	52	-	0	2	0	55	76	18	0	25	4	22	7	76
2 農工業	40	7	13	4	-	-	69	0	28	3	25	3	77	136	205	100	8	58	6	23	10	205
3 農工商	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-	-45	-	-
4 農工商運輸	0	2	1	2	1	-	6	1	3	2	-	-	7	13	19	44	-	-8	-	-	-17	19
5 農工商運輸ピ	1	8	7	5	3	-	24	1	16	6	-	-	1	24	48	45	-	3	-	-	-	48
6 農工商運輸ピ業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10	10	10	-	-	-	-	-	10
小 計	7	70	15	20	8	-	120	3	99	21	25	5	85	238	358	262	8	78	10	0	0	358
家計外消費支出	0	1	1	0	1	0	3	0	13	9	13	18	13	16	-	2	4	2	7	2	-	17
民間消費支出	3	13	9	4	18	10	57	9	13	18	13	16	-	-	69	2	4	2	7	2	-	17
一般政府消費支出	2	4	2	7	2	-	17	0	5	-	1	0	-	-	6	0	5	-	1	0	-	6
国内総固定資本形成	-2	0	-	0	0	-	-2	-2	0	-	0	0	-	-	-2	-2	0	-	0	0	-	-2
在庫純増	12	36	30	25	37	10	150															
輸 出	-1	-6	0	-1	0	0	-8															
生産額	18	100	45	44	45	10	262															

注 1) 「粗付加価値」は市場価格による国内総生産(ただし関税を除く)、生産額は市場価格による生産者価格。
2) 「輸出」に「特需」を含む。

第2表

産 業 連 関 表 (生産者価格評価表)

投入	中間 需 要							最 終 需 要					(控 除) 輸 入	(控 除) 関 税	生 産 額		
	1	2	3	4	5	6	小 計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増				輸 出	小 計
1 農業	12	0	0	0	0	-	13	1	31	-	-	2	-	34	-25	-4	18
2 農工業	26	6	10	3	-	-	49	0	22	3	-	2	-	115	-58	-6	100
3 農工商	0	9	1	1	1	-	12	-	21	0	21	3	66	8	-	-	45
4 農工商運輸	0	9	1	3	1	-	14	1	9	2	0	-	10	22	8	-	44
5 農工商運輸ピ	1	8	7	5	3	-	24	1	16	6	-	-	1	24	-3	-	45
6 農工商運輸ピ業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10	-	-	10
小 計	6	64	15	19	8	-	112	3	99	21	25	5	85	238	-78	-10	262
家計外消費支出	0	1	1	0	1	0	3	0	13	9	13	18	13	16	-	2	17
民間消費支出	3	13	9	4	18	10	57	9	13	18	13	16	-	-	69	2	17
一般政府消費支出	2	4	2	7	2	-	17	0	5	-	1	0	-	-	6	0	6
国内総固定資本形成	-2	0	-	0	0	-	-2	-2	0	-	0	0	-	-	-2	-2	-2
在庫純増	12	36	30	25	37	10	150										
輸 出	-1	-6	0	-1	0	0	-8										
生産額	18	100	45	44	45	10	262										

注 1) 「粗付加価値」は市場価格による国内総生産(ただし関税を除く)、生産額は第1表と同じ。
2) 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 1

商業マージン表

投入	中間需要							最終需要						合計	
	1 農 業	2 工 業	3 商 業	4 運 輸 業	5 サ ー ビ ス 業	6 公 務	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	一 般 政 府 消 費 支 出	国 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増 出	輸 出		小 計
1 農業	0	-5	0	0	0	-	-5	-	-17	0	0	0	0	-17	-22
2 農工商運サ公	0	-4	-1	-1	-1	-	-7	-	-4	0	-4	0	-8	-16	-23
3 輸	0	9	1	1	1	-	12	-	21	-	4	-	8	33	45
4 輸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 輸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 輸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 2

国内運賃表

投入	中間需要							最終需要						合計	
	1 農 業	2 工 業	3 商 業	4 運 輸 業	5 サ ー ビ ス 業	6 公 務	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	一 般 政 府 消 費 支 出	国 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増 出	輸 出		小 計
1 農業	0	-3	0	0	0	-	-3	-	-4	0	0	0	0	-4	-7
2 農工商運サ公	0	-4	0	-1	0	-	-5	-	-2	0	0	-	-3	-5	-10
3 輸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 輸	0	7	0	1	0	-	8	-	6	0	0	0	3	9	17
5 輸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 輸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 3

副産物および屑発生表 (生産者価格)

投入	中間需要						小計
	1 農 業	2 工 業	3 商 業	4 運 輸 業	5 サ ー ビ ス 業	6 公 務	
1 農業	0	0	0	0	0	-	0
2 農工商運サ公	-1	-6	0	-1	0	-	-8
3 輸	-	-	-	-	-	-	-
4 輸	-	-	-	-	-	-	-
5 輸	-	-	-	-	-	-	-
6 輸	-	-	-	-	-	-	-
副産物および屑	1	6	0	1	0	-	8
合計	0	0	0	0	0	-	0

付帯表 4

輸 入 マ ト リ ッ ク ス (生産者価格)

産 出	投 入	中 間 需 要						最 終 需 要						合 計		
		1 農 業	2 工 業	3 商 業	4 運 輸 業	5 サ ー ビ ス 業	6 公 務	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	一 般 政 府 消 費 支 出	国 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増 出		輸 入 小 計	
1 農業	農業業業務	0	-7	0	0	0	-	-7	-	-22	0	0	0	0	-22	-29
2 農工商運サ公	業業業業務	0	-15	-2	-5	-1	-	-23	-	-21	0	-20	0	0	-41	-64
3 輸	業業業業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 輸	業業業業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 輸	業業業業務	0	0	0	0	0	-	0	-	-3	0	0	0	0	-3	-3
6 輸	業業業業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		0	-22	-2	-5	-1	-	-30	-	-46	0	-20	0	0	-66	-96

注 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 5

物 量 表 (生産者価格)

産 出	投 入	中 間 需 要						最 終 需 要						(控 除) 輸 入	(控 除) 関 税	合 計
		1 農 業	2 工 業	3 商 業	4 運 輸 業	5 サ ー ビ ス 業	6 公 務	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	一 般 政 府 消 費 支 出	国 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増 入			
1 農業																
a 米	数量															
	金額															
b 麦	数量															
	金額															
2 工業																
a 石炭	数量															
	金額															
b 原油	数量															
	金額															

注 「輸出」に「特需」を含む。

第2節 国民経済計算上の諸定義

昭和35年表における最終需要は、家計消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成、在庫純増、(財貨・用役の)輸出(特需を除く)および特需からなる。生産者価格評価表では、このほかに控除項目として(財貨・用役の)輸入および関税が含まれる。いうまでもなく以上のうち、関税を除くその他の項目をすべて合計すれば、市場価格による国内総支出と一致する。

一方、粗付加価値は、家計外消費支出、勤労所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税および補助金(控除項目)の5項目からなる。以上のうち、間接税には関税を含んでいない。しかし、これは前述したように最終需要側に別掲されており、これを粗付加価値総額に加算すれば国際基準による国内総生産(市場価格)の概念に一致し、また家計外消費支出を除けば現行の国民経済計算の国内総生産と一致するようになっている。

いま、最終需要側と付加価値側との定義的關係を示すと次の通りである。

国内総支出(市場価格) = 国内総生産(市場価格)

国内総支出 = 家計外消費支出 + 民間消費支出 + 一般政府消費支出 + 国内総固定資本形成 + 在庫純増 + 輸出(特需を除く) + 特需 - 輸入

国内総生産 = 家計外消費支出 + 勤労所得 + 営業余剰 + 資本減耗引当 + 間接税 - 補助金 + 関税(とん税等を含む)

以下、各項目ごとに概念の定義と範囲について要約する。

1 最終需要

(i) 家計外消費支出

この表における家計外消費支出はいわゆる「企業消費」に該当し、企業その他の諸機関が支払う交際費や接待費のような民間消費支出に類似している経費からなる。これらの費用は生産活動に必要な営業経費と見るよりむしろ営業余剰の一部を構成し、生産部門から民間消費支出部門に現物で振替えられるものと考えの方が妥当であろう。しかし、現行の国民所得統計では、これを営業経費とみて所得から控除しているため、これとの比較性を考慮して昭和35年表では付加価値、最終需要のそれぞれに家計外消費支出

として特掲されている。

この家計外消費支出は、福利厚生費、交際接待費および旅費(実際に運賃して支払われた分は除く。これは営業経費とみられるからである)からなる。福利厚生費に含まれている現物給与的な費目や旅費に含まれている日当などは、本来勤労所得とみなすべきであるが、前述のとおり現行国民所得と概念を合わせるため家計外消費支出の方に含める。しかし、法定福利厚生費に含まれる社会保険の雇用主負担分は本来勤労所得に属するから、家計外消費支出には含めない。

(ii) 民間消費支出

この項目は、国際基準によれば、「家計および民間非営利団体における財貨・用役に対する経常的な最終支出額から、同種の財貨・用役の販売額(主として中古品取引)を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算、外国人の本邦内消費を控除したもの」として規定されている。ここでいう経常的支出とは、家計の場合には土地と建物以外の財貨(耐用年数の如何を問わない)および用役の購入を意味する。一方、非営利団体の場合には土地建物のみでなく、企業と同様に耐用年数1年以上で単価1万円以上の資本財や資本的用役を除く財貨用役の購入を意味する。したがって、たとえば在庫の形で残っているものでも、購入した財貨は本部門に消費として計上することになり、また家計の場合には資本財であっても消費として取扱われる。

今回の表では海外現物贈与と海外消費については、すべて品目部門別に分割することとし、国民所得統計のごとく特掲することは避けることとした。これらを特掲するためには、新たに調整項目を設定しなければならないからである。

したがって、個人が外国から贈与されたり、日本人が外国で消費した品目は、その品目の輸入および民間消費支出に計上する。また、個人が外国へ贈与したり、外国人が日本で消費した品目は、その品目の民間消費支出から控除し、輸出(特需を除く)に計上することとなる。

この項目に含まれる民間非営利団体は、主として個人に用役を提供する非営利団体であり、病院、学校、企業に属さない研究所、労働組合、宗教団体、政党、社会福祉団体、アマチュアスポーツ団体、社会保険団体などが含まれる。

これに対し、主として企業に用役を提供するもの、たとえば商工会議所、業界団体などの経済団体は含まない（これらの用役は中間生産物と見なされるからである）。これらの民間非営利団体はいずれもまず生産部門に格付けされるため、その経常経費（すなわち、財貨・用役の経常的購入費、家計外消費支出、勤労所得、資本減耗引当、ならびに間接税より補助金を差引いたものの合計）を一括して民間消費支出部門で購入する形式をとることに注意を要する。たとえば、宗教団体の経常支出は品目の如何を問わず、一括して、民間消費支出の縦欄と公共サービス業の横欄との交点に示されることとなる。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる。前の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引にともなう商業マージンと運賃のみが計上されるが、後の場合には家計からの販売額はマイナスの民間消費支出となり、それを購入した部門では購入額を加算することとなる。逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が民間消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとなる。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費、保健費などのように、どちらの部門の消費として格づけするかの問題がある。今回の表においては家計の一般政府に対する支払いはすべて振替えとみなし、民間消費支出から除外する。たとえば、国公立病院および保健所ならびに国公立学校に対する支払い（診療費、授業料など）は政府に対する振替支出とし、民間消費支出に含めない。したがって、これら一般政府に属する官公立機関の経常経費は一般政府消費支出とし、民間の病院、診療所、学校の経常経費（非営利団体の場合）や営業収入額（個人企業の場合）は民間消費支出とする。手数料、入場金その他の一般政府に対する支払いもこれに準じて取扱うこととする。

自家生産物の消費、現物給与、所有家屋賃貸料、金融サービスおよび生命保険サービスについては帰属計算を行なって消費に含める（詳細についてはVを参照）。

最後に、飲食店、ホテル、娯楽業、学校、病院などが飲食物を供与するために消費した食料品、飲料品およびたばこは、直接に民間消費支出部門または家計外消費支出部門が購入したものとみなして、飲食店、ホテル等の生産額から食料品、飲料品、たばこに関する経費は控除される。な

お、この食料品、たばこ等は小売価格評価額（生産者価格評価表においては、生産者評価額と運賃、商業マージンとして分離される）で計上される。

(iii) 一般政府消費支出

この項目は一般政府による財貨・用役の経常的支出からなる。

一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様とする。すなわち、中央政府の一般会計および非企業特別会計ならびに地方政府の普通会計および収益会計（国民所得白書参照）を一般政府とし、その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業、地方政府事業会計は政府企業とする。一般政府のうち1）官公立学校、2）病院、診療所、保健所3）建設工事、4）空港管理（一般会計に含められているもの）、5）水道（普通会計に含められているもの）はそれぞれ該当する産業に格付けされ、その他の部門は公務とする。生産額は経費総額として産出で政府消費等に配分する。

この部門における経常的支出は次の諸項目からなる。すなわち、国防支出については、すべての財貨・用役の購入（土地の購入を除く）をもって経常支出とする。したがって、軍事用のものであれば建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入はすべて経常支出とする。一方、非軍事的支出の場合には、前節の非営利団体の経常的支出と同じく、資本財および資本用役を除く財貨・用役の購入をもって経常支出とする。

最終需要の一般政府消費支出と民間消費支出との振分けについては前節で規定したとおりであるが、一般政府消費支出と財貨・用役の輸出入との振替関係については次のとおりとする。

昭和25年表では、一般政府の海外に対する現物振替は原則として一般政府消費支出とせず、輸出として取扱う（たとえば船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、輸出にあげる）。ただし、防衛支出金による現物振替については、一般政府支出とし、輸出には計上しない。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃借料は政府所有分の帰属賃貸料を含む粗賃貸料を計上する。ただし、道路その他形公共施設に関するものは含まない。

(iv) 国内総固定資本形成

主として、企業、非営利団体、一般政府（国防目的を除

く)の行なった土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の購入および固定資産振替からなる。家計については土地および建物のみに関する支出を含む。また、移動できない資産(建物など)については、それが国内にある場合にのみ計上されることはいうまでもない。

昭和35年表で固定資産として規定する資本財の範囲は、国民所得統計の基礎資料となっている法人企業統計調査の定義にしたがって、耐用年数1年以上で、単価が1万円以上の財貨とし、その他の財貨は経常経費として取扱う。

国内総固定資本形成は、上記のような資本財のほかに、それを取得するために要した直接費用を含む。すなわち、関税、その他の税金、運送費、据付費などはもちろん、設計費、登記料、中古資産の取引マージン、土地改良費、土地の取引による仲介手数料等を含む。また、維持修繕費についても、それが大改造または耐用年数を延長するような更新修理である場合には、国内総固定資本形成とする。

以上のほか、注意すべき諸点としては、

- (a) 中古品取引については、民間消費支出の節を参照。
- (b) 土地の取引は中古品の部門内取引と同様、国内総固定資本形成部門内で相殺されるため、仲介手数料のみが計上される。土地の造成、改良費は国内総固定資本形成に含まれる。
- (c) 特許権、のれん代などの無形固定資産は含まれない。
- (d) 起業費、育林費、試験研究費、試掘費および建設物以外の仮勘定などは繰延勘定ではあるが、本部門に含めず、経常支出として取扱う。
- (e) 家畜のうち役畜(牛馬の成畜のみ)および繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用、その他の資本的用途を提供する牛、馬、山羊、綿羊、豚などの家畜については、その購入額、固定資産振替額、成長増加分を国内総固定資本形成とする。
- (f) 建設物に関する仕掛工事の増加額は国内総固定資本形成とし、在庫純増とはしない。船舶、重電機等の仕掛工事増は在庫純増として取扱う。

(V) 在庫純増

在庫純増は、企業(政府企業を含む)の所有する原材料、仕掛品(建設物を除く)、商品または製品、貯蔵品の

物量的な増減を時価によって評価したものである。家計、非営利団体、一般政府の所有する財貨については、すべて消費支出とし、ここには含めない。

林野、立毛などの成長による増加額や、天然資源の発見による埋蔵量の増加額は計上しない。

(vi) 輸出(特需を除く)

この部門は、外国に対する財貨および非要素用役の輸出(現物贈与を含む)からなる。

ただし、特需すなわち駐留軍による物資調達額は、この部門から切りはなし別部門として示している。

外国の定義に関しては、在外公館、駐留軍、船舶、航空機および海外旅行者については地域的境界をこえて、それぞれの母国に所属させることとする。たとえば、在日外国公館における生産は日本の国内生産には含まれない。また海外における日本建設業者の建設活動も日本の国内生産には含めない。外国人旅行者の日本における消費支出は、輸出として取扱われる。

賃金、利子、配当、海外支店利潤、フィルム賃貸料、著作権、特許権の使用料などの要素所得の取引や金融的な取引は輸出に含まれない。たとえば、在日公館や駐留軍に勤務する日本人の給与は、要素用役の受取りであるから輸出には含めない。

輸出品総額の評価は f. o. b. 価格とする。このため、日本の企業が受取る輸出品の運賃、保険料も輸出として処理するが、外国の企業が受取る輸出の運賃・保険料は当然、表にはあらわれない。このほか、三国間輸送運賃、保険料、その他の用役の外国からの受取、外国人旅行者・外交団などの本邦内消費、船用品、機用品の輸出などが含まれる。

(vii) 特需

外国駐留軍の財貨および非要素用役の購入からなる。通常、広義の特需(駐留軍人とその家族の個人的消費、その他を含む)と呼ばれるものであるが、防衛支出金(いわゆる円ベース特需)にもとづく現物(非要素用役を含む)の支払は一般政府消費支出に計上され、ここには含まれない。

(viii) 輸入

財貨および非要素用役の外国からの輸入からなる。要素用役の取引は除かれ、現物贈与が含まれることは輸出の場合と同様である。

外国政府からの武器等の軍事的物資の現物贈与は例外としてここには含めない。

輸入品の評価は「c. i. f. 価格+関税」とする。これは、昭和35年表では競争輸入方式をとっているため、輸入価格を国内価格と同一水準に引上げて評価する必要があるからである。また、c. i. f. 価格を採用したため、日本が受取る輸入品の運賃および保険料は、すでに輸入品価格に含まれていることとなり、前述のように、この分は運輸業および損害保険業の横欄と輸入の縦欄との交点でそれぞれ一括して控除する。

その他の取扱いは輸出の場合と同様である。

(ix) 関 税

国民所得概念での要素費用から市場価格への変換には、前述した通りこの関税の部分を間接税の合計に追加する必要がある。

2 粗付加価値

昭和35年表における粗付加価値は、国内生産諸部門の「生産者・市場価格」による生産額から「購入者・市場価格」による中間生産物（用役を含む）の消費額を控除したものである。すなわち、売上高+自家消費および固定資産への振替高+製品・半製品および仕掛品在庫増-原材料消費額-修繕費-不動産賃借料のうち物的費用部分-金融機関帰属サービスその他の営業経費となる。

つぎに粗付加価値の範囲に関連して、国内生産額の定義を述べる。すなわち、国内生産額とは外国公館、駐留軍を除き、日本の在外公館を含む自国領域内における生産活動によってもたらされる財貨・用役の生産を意味する。生産活動の範囲および分類についてはIVおよびVに示すとおりであるが、物的生産については出荷額+製品・半製品および仕掛品の在庫増をもって、用役の生産については営業収入をもって生産額とする。いずれも生産者価格によって評価され、また間接税を含み価格差補助金を控除した市場価格評価である。自家生産物の自家消費および資本振替についても、生産額として帰属させることはいうまでもない。

銀行その他の金融仲介業の生産額は、貸付利子収入と預金利子支払との差額とし、企業、家計政府などの預金者に対して、この帰属的金融サービスを提供したものとする。

家計、民間非営利団体および一般政府に属する生産活動については次のように取扱う。まず、民間非営利団体および一般政府のうち公務以外に格付けされた生産活動については、

その経常経費合計（勤労所得、資本減耗引当、間接税等を含む）をもって生産額とし、一方家事サービス業については勤労所得のみを生産額としている。公務については、家計外消費支出、勤労所得、公務が使用する建物（軍事用を除く）の純賃貸料、資本減耗引当および固定資産税をもって生産額としている。

不動産賃貸料の取扱いについては、不動産の所得の如何を問わず、すべて当該不動産を使用する生産部門に粗賃貸料を帰属させることとしている。このため、企業、非営利団体、一般政府については、各部門の生産額にその使用する不動産に関する粗賃貸料（ただし、公務の場合のみ、前記のように純賃貸料、資本減耗引当および間接税を計上し、物費用部分は一一般政府消費支出の縦欄に含める）が含まれることとなる。しかし、住宅については使用部門が家計であるため、住宅賃貸料を不動産業として分離する必要がある。

なお、不動産業の生産額は、住宅の使用粗賃貸料のほか、不動産仲介手数料収入も含まれることはいうまでもない。

以下、各項目ごとに付加価値関係の定義、範囲について、要約する（なお、家計外消費支出については前項を参照）。

(i) 勤 労 所 得

勤労所得の定義は、現行の国民所得統計と同一である。すなわち、雇用者の賃金俸給所得のほかに議員歳費、チップなどを含む。賃金給与は常用、日雇を問わず、また日本人と外国人とを問わず国内生産に従事した雇用者の得る現金給与および現物給与の総額である。利益処分による重役賞与は当然に除外される。また、勤労所得には、社会保険料の負担分（雇用者負担分ならびに雇用主負担分）が含まれ、所得税については控除前のものとして把握される。

家計外消費支出との関連で、福利厚生費の一部および旅費の一部に勤労所得とみなされるものがあるが、これは家計外消費支出の項でふれたように、社会保険料の雇用者負担分のみを勤労所得とし、他は勤労所得に含めないものとする。

(ii) 営 業 余 剰

いわゆる要素費用による純付加価値から勤労所得および家計外消費支出を控除したものである。その内容は、政府企業、法人企業および個人企業については営業利潤、支払利子、不動産の支払純賃貸料からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含まれない

い。これは、各部門を生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させる立場から当然のことである。前記のとおり一般政府および家計、非営利団体に属する産業においては、使用不動産から発生するものを除けば営業余剰は発生しない。ただし、金融機関の帰属用役については前記のような扱いで非要素用役としているため、各産業部門の預金に見合う帰属用役だけ営業余剰が減少するから注意を要する。

(iii) 資本減耗引当

国際基準によれば、資本減耗引当はいわゆる減価償却のほかに固定資産に関する予知されている陳腐化および偶発損失からなる。資本財の範囲は、国内総固定資本形成の項で述べたとおりである。すなわち一般政府の国防目的の建設物および耐久財、一般政府の道路その他の公共施設、家計における耐久財については償却を行なわない。

資本減耗引当の部門別の配分に当たっては、前述のとおり、使用者主義をとり、所有者主義を採用しない。したがって他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

(iv) 間 接 税

間接税の範囲は、現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と完全に一致する。ただし、そのうち関税はこの項目に含めず、最終需要欄で控除項目として計上している。

関税を除く間接税の産業別配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることとする。したがって、商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれる。固定資産税については、不動産賃貸料の取扱いに対応して、その不動産を使用する産業に帰属させられる。

(v) 補 助 金

補助金の範囲も、現行の国民所得統計における取扱いと一致させる。その部門別配分については、前項の間接税の取扱いと同様とする。

第3節 部 門 分 類

1 分類の単位

部門分類は、原則として生産活動単位（アクティビティベース）による。すなわち生産活動を部門に分類する単位は企業や事業所ではなく、特定の商品や用役の生産活動である。したがって、自家発電や自家建設はそれぞれ発電お

よび建設部門に分類される。ただし、資料の制約から自家輸送（外洋および沿海内水面輸送を除く）と自家倉庫とは事業所単位とし、その用役を提供する生産部門に一括せしめる。また外洋漁船における加工についても類似の取扱いがなされる（詳細はV生産部門別の問題点を参照）。

2 部門分類

部門分類の設定については、前述のとおり国際連合の国際標準産業分類に準拠する。主な理由は、この分類は本来事業所単位の分類であるが、生産活動単位に比較的近い分類体系をとっていること、したがって各生産部門内の等質性が他の分類体系に比して高いこと、現在多くの国においてすでに採用されており、国際的比較に極めて便利であること、ならびに部門の設定方法と配列順序が合理化されていることの3点である。

(注) たとえば、日本標準産業分類を産業連関表に適用する場合、次のような問題がある。

(i) 分類の基本単位として「事業所単位」よりもさらに包括的な「場所単位」を前提にしており、その結果生産活動単位をとる産業連関表に適用することには困難が少なくない。

(ii) 農水産加工の一部が農林水産部門に含まれる。

(iii) 粗塩の採取、製塩は化学工業に含まれているが鉱業の方が望ましい。

(iv) 製造小売や飲食店が商業に含まれている。

また、昭和30年表部門分類についても、難点が認められる。

たとえば、

(i) 農林水産部門のなかに製造活動（各種の農産加工、水産加工、屠殺）が混在している。

(ii) 動植物油脂が各種の部門に分散して化学工業としての取扱いを受けていない。

ただし、この国際標準産業分類を産業連関表に適用する場合、事業所単位を生産活動単位に修正する必要がある、次の諸点について調整がなされた。

1. 生ゴムは、国際標準産業分類では農業と林業とゴム製造業にそれぞれ含まれているが、産業連関表では「0114 工芸作物（繊維用を除く）」に一括する。

2. ベンゾールは、基礎化学薬品と石油精製にそれぞれ含まれるが、産業連関表では「3112有機基礎化学製品」に一括する。

3. コークスは、製鉄、石炭石油製品ならびに都市ガスにそれぞれ含まれているが、産業連関表では「3291 石炭製品」に一括する（ただし都市ガス部門におけるコークスは、「石炭製品」部門に副産物としてマイナスの投入を行なう）。

4. 通運業は、生産活動としては道路輸送が主体となるので、とくに純粹の通運活動の部分を分離して「7180その他の輸送」に分類することをやめ、「7140道路貨物輸送」に含める。

採用した部門分類は別冊「部門分類表」のとおりであるが、このうち公表用部門分類は153部門からなり、国際標準産業分類の小分類（3桁）に出来るだけ準拠した分類となっている。しかし、推計作業の段階では約4,000品目を行部門で455列部門で348の作業用部門に分類し、投入および産出の調整をとることにしている。したがって、この調整作業表は昭和35年産業連関表の最も基礎的な表となる。

公表用部門分類を設定するに当っては、国際標準産業分類の小分類にまず準拠せしめ、つぎに日本の実状と投入、産出の構造を考慮して、小分類をさらに細分した（たとえば繊維、鉄鋼、化学、機械部門等）。一方、逆にサービス等のように小分類を統合したものもある。

また、今回の表では各取引額を競争輸入方式で表示する関係上、小分類を分割するに際して、原材料物資で輸入依存度の高い部門は出来るだけ特掲するようにした（たとえば、繊維用工芸作物、繊維用畜産、鉄屑等）。

作業用部門分類を設定するに当っては、昭和30年調整作業表部門分類をできるだけ採用し、上記の部門が国際標準産業分類の小分類の2つ以上にまたがる場合にのみ、この部門を分割し、その他については、なるべく独立の部門として昭和30年表部門分類に組替えが可能なように配慮がなされている。また、上記の部門のうち、物量表に採用する品目が含まれている場合は、この品目を取り出して独立の部門として特掲した。（なお、昭和30年調整作業用部門分類については「昭和30年産業連関表の解説」〔昭和36年3月行政管理庁〕を参照）。

3 部門分類符号

分類符号の設定については、10進法の符号付けがなされている。上3桁は国際標準産業分類の大分類、中分類、小分類をそれぞれ示している。ただし、小分類の1ないし8の間で統合した場合は若い方の符号を用い、9と統合した

場合は9の符号で示している。また中分類を1本に統合した場合は0が使われている。上4桁は公表用部門分類を示し、小分類をさらに細分したものである。5桁および6桁は公表用部門分類の下位分類である作業用部門分類、すなわち、5桁は列部門、6桁は行部門を表わす。

第4節 生産部門の問題点

以下に公表用153部門分類のうち定義と範囲に関する主要な問題点を要約する。

ただし、作業用部門分類と対照すれば定義、範囲が明らかになるものについては説明を省略した。

「0111 米・麦」

- a. くず米を含む。
- b. 稲わらを生産額を含む。
- c. 麦わらを生産額に含む。

「0112 その他の耕種作物」

- a. 未成熟とうもろこし、未成熟豆類は野菜に含まれる。
- b. 花卉等園芸作物を含む。
- c. 豆類の横欄に「3120動植物油脂」で発生する大豆油粕を含む。

「0114 工芸作物（繊維用を除く）」

- a. 生ゴム、コブラを含む。
- b. 横欄に屑ゴムを含む。
- c. 製紙原料作物を含む。

「0115 繊維用工芸作物」

- a. 横欄に繊維屑（羊毛屑を除く）を含む。

「0116 家畜・家禽（繊維用を除く）」

- a. 牛、鶏、馬、山羊、豚、兎、ミンク等の飼育。
- b. 養蜂を含む。
- c. 使役は生産額に含まない。
- d. 副産物を生産額に含む。
- e. 飼育頭羽数の増加分および成長増加分は「在庫純増および資本形成」とする。

「0117 繊維用家畜」

- a. 羊、アンゴラ兎の飼育。
- b. 横欄に羊毛屑を含む。
- c. 副産物を生産額に含む。

「0118 養蚕」

- a. 桑を含む。

- b. 屑繭, 蚕渣, 桑条を生産額に含む。
- 〔0120 農業サービス〕
- a. 獣医, 農協団体(信用, 販売, 購買, 利用, 農業倉庫活動を除く), 植木屋, 灌漑施設の運営を含む。
- 〔0211 育林・特殊林産物〕
- a. 育林は人工造林に限る。
- b. 成長増は含まない。
- 〔0212 薪炭製造〕
- a. 横欄に「2510製材, 合板」部門で発生した木屑を含む。
- 〔0220 伐木〕
- a. 防腐素材を除く(「3292防腐加工品」に含まれる。)
- 〔0410 海面漁業〕
- a. 浅海養殖を含む。
- b. 遠洋沖合漁業におけるさけ, ます, かに, かれい, たら等の製造加工の工程を含む。
- 〔0420 捕鯨業〕
- a. 母船式, 近海ともに製造加工の工程を含む。
- 〔0430 内水面漁業〕
- a. 内水面養殖を含む。
- 〔1102 その他の石炭・亜炭〕
- a. 炭田ガスを生産額に含む。
- 〔1210 鉄 鋳 石〕
- a. 横欄に「3111無機基礎化学薬品」から発生する硫酸焼鋳を含む。
- 〔1220 非鉄金属鋳石〕
- a. 横欄に古銅, 古鉛を含む。
- 〔1400 土石採取〕
- a. 横欄に古レンガ, ガラス屑を含む。
- 〔1910 原 塩〕
- a. 家庭用食用塩のうち白塩, 上質塩までの工程を含む。
- b. 工業用塩の精製を含む。
- 〔2011 屠 殺〕
- a. 屠場のみを対象とする。
- 〔2012 肉 製 品〕
- a. 動物油脂のうち食用獣脂を含む。非食用獣脂は「3120動植物油脂」に含まれる。
- 〔2030 野菜・果実加工〕
- a. 果汁は濃縮ジュースのみ, 他の果汁は「2140清涼飲料」に含まれる。
- b. 漬物等の野菜, 果実の加工を含む。
- 〔2040 水産加工〕
- a. 鯨肉加工品を除く。
- b. 遠洋沖合漁業によるさけ, ます, かに, かれい, たら等の加工品を除く。
- 〔2050 精穀・製粉〕
- a. 農家の自家精米は含まれるが, 酒造用精米は含まない。
- b. オートミール, コーンフレーク, コーヒーの実の脱穀粉碎を含む。
- c. 原料を購入するものとして取扱う。
- d. ぬか, ふすま等の副産物を生産額に含む。
- 〔2070 砂 糖〕
- a. 糖みつ, ビートパルプを生産額に含む。
- b. 縦欄で麻袋を「2440繊維製既製品」へマイナス投入する。
- 〔2091 その他の食料品〕
- a. 荒茶を含む。
- b. 食用塩は精製の工程のみ。粗塩は「1910原塩」に含まれる。
- c. 食用動植物油は精製の工程のみ。搾油は「3120動植物油脂」に含まれる。
- d. 氷を製造する冷蔵倉庫は「7200倉庫業」に含まれる。
- e. 味噌・しょう油に農家の自家生産分を含む。
- f. 副産物(しょう油粕, アミノ酸, 澱粉粕, 豆腐粕等)を生産額に含む。
- g. 小麦澱粉は調整作業用部門の調味料から澱粉部門にマイナス投入する。
- 〔2110 酒 類〕
- a. 清酒, 合成酒, ビールの粕を生産額に含む。
- b. エチルアルコールを含む。
- 〔2200 煙 草〕
- a. 煙草屑およびその他の副産物を含む。
- 〔2301 製 糸〕
- a. 副蚕糸, 副産蛹, 販売用ペニーを生産額に含む。
- b. 絹紡績を含む。
- 〔2302 綿 紡〕
- a. 屑は生産額に含まない。2302~2315(2306, 2313

を除く)の各部門でも屑を含まない。縦欄でその発生屑をマイナスで含む(0115, 0116横欄との交点)。

「2316 染色整理 (サービスのみの)」

- a. 加工サービスのみの。

「2320 メリヤス製品」

- a. メリヤス生地は自部門消費とならないものを含む。

「2390 その他の繊維製品」

- a. わら加工品, い製品, 製綿, じゅうたん, 真綿, リノリウム等を含む。

「2410 履物 (ゴム製を除く)」

- a. ゴム製履物を除く。
- b. 木製履物, 革製履物を含む。
- c. 履物修理を含む。

「2430 衣服・身廻品」

- a. 傘修理を含む。
- b. 衣服修理は「8509その他の対個人サービス」に含まれる。

「2440 繊維製既製品」

- a. 横欄で「2070砂糖」で発生する麻袋を含む。

「2510 製材・合板」

- a. 防腐木材は「3292防腐加工品」に含まれる。
- b. 縦欄で木屑を「0212薪炭製造」からマイナス投入する。
- c. 横欄に古材を含む。
- d. チップを含む。

「2520 その他の木製品」

- a. 木製履物は「2410履物 (ゴム製を除く)」に含まれる。

「2600 家 具」

- a. 金属製家具を含む。
- b. ミシンテーブル, ラジオキャビネット, 日除, 建具を含む。
- c. 修理を含む。

「2711 パ ル プ」

- a. パルプ粕, パルプ廢液を生産額に含む。
- b. 横欄に紙屑を含む。

「2712 紙」

- a. 繊維板を含む。
- b. セロファンは「3119その他の基礎薬品」に含まれる。

る。

「2720 紙 製 品」

- a. アスファルト塗工紙および瀝青塗工紙を除く。
- b. 青写真紙を除く。

「2800 印刷・出版」

- a. 新聞 (日刊のみ) とその他の印刷出版からなる。その他の印刷・出版部門では, 印刷対象物のうち出版物 (新聞, 書籍, 雑誌等) の印刷は原料として紙を購入するが, その他の印刷対象物については印刷対象物を原料として購入しない。
- b. 広告料収入は対事業所サービス業部門へトランスファーする。
- c. タイプ, ガリ刷等のサービスは「8300対事業所サービス」に含まれる。

「2910 製革・毛皮」

- a. 革ベルト, 革バックキング, 紡織機用革製品等を含む。
- b. 毛革商の製造工程を含む。

「2930 革製品 (革製履物・身廻品を除く)」

- a. 革製履物, 衣服, その他の身廻品を除く。
- b. トランク, カバン等は材料の如何を問わず含まれる。

「3000 ゴム 製 品」

- a. ゴム製履物, 玩具, スポーツ用品を含む。
- b. 屑ゴム製品, 再生タイヤおよび更新タイヤを含む。

「3112 有機基礎化学製品」

- a. エチルアルコールは「2110酒類」に含まれる。
- b. 横欄で石炭製品, ガス部門で発生する粗ベンゾールを含む。

「3114 爆 薬」

- a. 砲弾等を含む。

「3116 化学繊維原料」

- a. ビニロン, ナイロン等紡績を行なう前までは化学部門とする。

「3118 化学肥料」

- a. 他部門で発生する化学肥料は生産額に含まない。すなわち, 副生硫酸 (石炭製品, ガス部門で発生) 硫酸石灰 (無機薬品, 鉄鋼, 非鉄金属部門で発生) 回収硫酸 (人絹部門で発生), トーマス燐肥 (鉄鋼で

発生は) 横欄にのみ含まれる。

〔3119 その他の基礎薬品〕

- a. セロファンを含む。

〔3120 動植物油脂鯨油〕

- a. 鯨油は含まない。
b. 大豆油粕を生産額に含めない。

〔3192 その他の化学製品〕

- a. マッチを含む。
b. 横欄に非鉄金属部門から発生する硫酸銅を含む。

〔3291 石炭製品〕

- a. ガス, 粗ベンゾール, 副生硫安等の副産物は生産額に含まない。
b. 都市ガス乾留を除く。
c. 横欄にガス部門から発生するコークス, タールを含む。

〔3292 防錆加工品〕

- a. アスファルト塗工紙, 瀝青塗工紙, 防錆木材を含む。

〔3320 ガラス製品〕

- a. 横欄に古びんを含む。

〔3412 鉄屑〕

- a. 縦欄は空欄とするから生産額はない。横欄に企業の経常勘定, 資本勘定, 家計消費から発生する鉄屑を含む。

〔3422 伸銅品〕

- a. 電線ケーブルは〔3701重電機器〕に含まれる。

〔3502〕 その他の金属製品〕

- a. 修理を含む。
b. 金属製家具を除く。
c. 貴金属製品を除く。
d. 武器(30年表)を含む。ただし, 砲弾等の爆発物は〔3114爆薬〕に含まれる。

〔3910 精密機械〕

- a. 医療用ガーゼ, 脱脂綿等の衛生材料を含む。

〔3920 光学器具(フィルム・印画紙を含む)〕

- a. 写真感光材料, 青写真紙を含む。

〔4001 住宅新建築〕

- a. 住宅の新築, 増改築をいう。
b. 併用住宅の住宅分を含む。
c. 自家建築を含む。

〔4002 非住宅新建築〕

- a. 非住宅の新築, 増改築をいう。
b. 自家建築を含む。

〔4003 建築補修〕

- a. 生産活動単位とする。

〔4004 公共事業〕

- a. 補修を含む。
b. 範囲は次の諸部門からなる。
(i) 道路: 国, 地方公共団体の行なう道路および街路事業をいう。
(ii) 河川砂防: 国, 地方公共団体の行なう河川事業, 砂防事業をいう。
(iii) 農業土木: 国, 地方公共団体の行なう土地改良事業, 開拓事業, 林道事業ならびに国庫補助および農林漁業金融公庫融資により農林業団体の行なう土地改良事業, 開拓事業, 林道事業をいう。
(iv) その他の公共事業: 国, 地方公共団体, 水産業協同組合の行なう都市計画事業, 港湾事業, 漁港事業, 治山事業, 工業用水道事業, 空港事業, 鉱害復旧事業をいう。
(v) 災害復旧: 国, 地方公共団体の行なう公共土木施設, 都市, 治山, 林道, 農地, 農業施設の火害復旧および災害関連事業, ならびに農林業団体の行なう国庫補助林道, 農地, 農業施設の火害復旧および災害関連事業をいう。
c. 海外における日本業者の建設活動は含めない。このことは建設業一般に適用する。

〔4009 その他の建設〕

- a. 次の諸部門からなる。
(i) 電源開発: 電気業の発電送電, 配電施設に対する資本的支出のうち土木的支出をいう。
(ii) その他土木: 国鉄, 公営交通事業, 電々公社, 公営上下水道事業および民間産業の資本的支出のうち土木的支出(敷設のための道路の舗装を含む), 特需のうちの土木工事, 地方公共団体の行なう一般失業対策事業(非建設活動の分を除く)ならびに国, 地方公共団体の行なう公共事業以外の土木的工事をいう。
(iii) 坑道建設: 鉱業の坑道, さく井に対する資

本的支出をいう。

(iv) その他の建設：機械装置の設置に伴う建設
工事をいう。

〔5110 電力（自家用を含む）〕

- a. 自家発電を含む。
- b. 生産総量は需要端による。

〔5200 水道・清掃業〕

- a. 営業的水道および清掃業者ならびに政府企業からなる。
- b. 私設下水道は含まない。
- c. 清掃業には一般政府の行なう清掃活動を含まない。
- d. 水道の生産額は料金収入合計とする。
- e. 水道の赤字分は補助金で相殺したものとして補助金の欄に計上する。

〔6110 卸売、6120 小売〕

- a. 生産額は粗収益一支払貨物運賃（仕入商品のみ）とする。
- b. 商業段階でかかる間接税、補助金は商業部門で負担する。たとえば、物品税法第1種の品目（美術品、宝石等）、地方税における煙草消費税、輸入品の引取時の物品税等、したがって、商業マージン率には商業負担の間接税一補助金を含む。

〔6200 金融〕

- a. 銀行などの金融仲介業の生産額は帰属利子総額とする。したがって金融仲介業の生産額は各投入部門の預金額に見合う「貸付利子一預金利子」となる。
- b. 証券業者の生産額は仲介手数料合計とする。
- c. 貸屋、日本信販等の消費者金融業者の生産額は帰属サービス総額とする。帰属サービスは貸付利子一擬制的預金利子をもって計算し民間消費支出へ産出する。

〔6300 保険〕

- a. 生命保険の生産額は営業経費総額（帰属賃貸料を含む）とする。
- b. 損害保険は保険料収入（国内企業間の再保険料収入を除く）一保険金をもって生産額とする。ただし、保険料は次の定義による。保険料一（解約払戻金＋その他の払戻金＋満期払戻金）。

〔6401 不動産業〕

- a. 日本標準産業分類593建売業、土地売買業、594不動産代理業、仲介業、599その他の不動産業からなる。ただし、建売業の建設活動は建設部門に含まれる。したがって、不動産業の生産額は仲介手数料マージンとなる。

〔6402 住宅賃貸料〕

- a. 住宅の粗賃貸料（社宅、官公舎、不動産業の経営する住宅などのほか、個人所有住宅の帰属分も含む）。

〔7110 国有鉄道〕

- a. 国有鉄道のみとする。ただし発着ともに特定電区间内にかかるものは「7120軌道・道路旅客輸送」に含まれる。
- b. 地方鉄道は「7120軌道・道路旅客輸送」に含まれる。

〔7140 その他の道路輸送〕

- a. 通運業を含む。
- b. 道路輸送施設提供業を含む。

〔7150 外洋輸送〕

- a. 自家輸送を含む。

〔7160 沿海・内水面輸送〕

- a. 自家輸送を含む。
- b. 港湾輸送を含む。
- c. 港湾整備、燈台を含む。
- d. サルベージ業を含む。

〔7170 航空〕

- a. 航空用施設提供を含む。

〔7190 その他の輸送〕

- a. 旅行あつ旋業のみ。

〔7200 倉庫業〕

- a. 営業倉庫のみ。農業倉庫を含む。
- b. 製氷を行なう冷蔵倉庫の保管サービスを含む。

〔8100 公務〕

- a. 公務員、政府常勤職員、非常勤職員の給料、賃金、帰属賃貸料、減価償却費、固定資産税および家計外消費支出を生産額とする。

〔8210 教育〕

- a. 生産額は個人企業については営業収入額とし、国公立学校については、帰属賃貸料を含む経費合計とする。

- b. 国立、公立、私立の大学、高等学校、中学校、幼稚園および各種学校（認可を受けていない学校を除く）ならびに学校付属の研究施設、図書館を含む。

「8220 医療」

- a. 国立、公立および私立の病院、診療所（歯科診療所を含む）、保健所、助産婦、看護婦業、療術業および歯科技工所を含む。
- b. 獣医は「0120農業サービス」に含まれる。
- c. 生産額は個人企業について営業収入額、その他については経費総額（帰属賃貸料を含む）とする。ただし、飲食物の投入額は生産額に含めない。この分は飲食店と同じ扱いとする。

「8290 その他の公共サービス」

- a. 非営利団体である調査研究、宗教団体、社会福祉事業団体、経済団体、労働団体、学術文化団体が事業所ベースで含まれる。
- b. 生産額は経費総額（帰属賃貸料を含む）とする。
- c. 産出の配分は経済団体、対事業所用研究所以外は一括民間消費支出とする。

「8300 対事業所サービス」

- a. 広告業、ニュース供給業、法務、専門サービス業、ジャーナリスト、文筆業、デザイナー、産業コンサルタントを含む。
- b. 運輸に付帯するサービスは「7190その他の輸送」に含まれる。農業協同組合等は含まない。
- c. 修理サービスを除く。
- d. 広告業の生産額には新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、運輸業等の広告料収入を含む。これらは各部門からトランスファーされる。
- e. 事務用機械の賃貸業を含む。

「8400 娯楽サービス」

- a. 映画、日本標準産業分類中分類87娯楽業、および放送が含まれる。
- b. 競輪、競馬、自動車・モーターボートレースを含む。
- c. 娯楽生産額は

(i) 映画は入場料+入場税+映画フィルムの輸出からなり、部門内取引は除く。

(ii) パチンコ等射的娯楽業の生産額は売上高から景品を除いたものである。

(iii) (i)~(ii)以外の娯楽業は売上高（入場料

+入場税）とする。

- d. レコードの製造を含む。ただし、レコード用ブランク盤の製造は「3990楽器宝石・その他」に含まれる。
- e. 民間放送の広告収入は産出で一括「8300対事業所サービス」へトランスファーする。
- f. 待合、貸席業、ダンスホール等における飲食物、たばこの購入は直接民間消費支出あるいは家計外消費支出が購入する扱いとし、この部門の生産額から控除する。

「8501 飲食店」

- a. 縦欄で飲食物、たばこを投入せず、これらは直接民間消費支出あるいは家計外消費支出部門が投入する扱いとする。
- b. 業として行なうもののみとする。

「8509 その他の対個人サービス」

- a. 衣服修理を含む。
- b. 旅館、下宿等の飲食物、たばこについては、飲食店と同じ取扱いをする。

第5節 副産物および屑

副産物および屑の取扱いについては、前述のようにR・ストーンの提唱する「マイナスの投入」方式を採用している。この方法は、発生する副産物および屑をその部門の縦欄と、当該副産物、屑ないし類似品を主業として生産する部門の横欄との交点に計上するもので、次の表に示す通りである。

生産者価格評価表における副産物・屑の取扱い

	硫 安	コークス	ガ ス	その他	家 計	生産額
硫 安			-2	12		10
コークス			-15	45	10	40
ガ ス		-30		93	20	83
そ の 他	8	50	80		12	150
付加価値1)	2	20	20	0		42
生産額2)	10	40	83	150	42	325

注 1) 副産物・屑の販売収入を含む。

2) 副産物・屑の販売収入を除く。したがって専業者メーカーの主生産物のみ限定される。

この表においてコークス製造部門から30の副産物が発生し、ガス製造部門から2の硫安と15のコークスが同じ副産物

として発生すると考えている。また付加価値には副産物・屑収入が含まれているが生産額から除かれており、したがって縦欄の生産額は主製品の生産のみを表わしている。この結果投入係数の計算に際しては、このマイナスで控除される部分は負の投入係数として算出され、したがって一単位生産から特定割合の副産物が比例的に発生し、当該副産物を主業として生産する部門の生産活動を減少させるものと仮定する結果となる。ただし、その他の製造部門の縦欄における硫安、コークスならびにガスの消費額は主製品、副産物の区別なく一括して計上されているから、これらの部門の横欄の合計額は副産物の部分を控除した差引合計、すなわち、主製品の部分だけとなり、縦欄の合計額と一致する。

以上は生産者価格評価表での取扱いであるが、購入者価格評価表では、投入額を現実の購入額（ただし、中間需要については消費額）に限定する必要から、次頁の表に示すような取扱いが行なわれる。

購入者価格評価表における副産物・屑の取扱い

	硫安	コークス	ガス	その他	家計	需要額	生産額	副産物・屑の供給額	供給額
硫安				12		12	10	2	12
コークス				45	10	55	40	15	55
ガス				93	20	113	83	30	113
その他	8	50	80		12	150	150		150
付加価値	2	20	20	0		42	42		42
控除：副産物屑の販売収入		-30	-17			-47			
生産額	10	40	83	150	42	325	325	47	372

この表は、前の表と異って「マイナスの投入」を中間取引の各科目に対して行なっておらず、生産額概念はまえと変わらないから、副産物と屑の販売収入を控除するための横欄を新しく設ける必要がある。さらにまた、この表は前述の通り、需給バランス型をとっているから、需要合計と供給合計とのバランスをとるためには、縦欄の方にも商品別の副産物・屑の供給額を示す欄が供給の側に新設されている。換言すれば、この表の中間需要、たとえば「その他」部門の硫安消費額には、前の表と同様、硫安専業の製造業者の硫安とガス部門の副産物としてのそれとが混みで計上されているから、横欄の合計額は、専業者の生産額とは一致せず、供給額として規定されている。

以上は、いずれも生産過程で経常的に発生する副産物や屑

の問題であるが、企業の資本勘定から発生する屑、すなわち使用済みの機械や車輛のスクラップ化や建設物の解体屑、さらには家計から発生する古びんや古紙等の屑については次の表に掲げる方法で処理する。この場合、生産者価格と購入者価格と区別なく一率に屑の売却を家計・政府ないし資本形成の縦欄と当該商品の横欄との交点に「マイナスの投入」として計上する。たとえば、この表では、中古衣服10を屑として家計が売却するものと仮定している。この家計で発生した繊維屑は繊維原料25と共に織物部門において35だけ消費され

生産過程以外で発生する屑の取扱い

	繊維原料および屑	織物	衣服	家計	生産額
繊維原料および屑		35		-10	25
織物			65		65
衣服				90	90
付加価値	25	30	25		80
生産額	25	65	90	80	260

る。また、家計の消費合計は、この繊維屑の部分だけ控除され、差引80の消費があったものとみなされる。この取扱いは、前述の通り、生産者価格評価表であると購入者価格評価表であるとを問わないが、ただ前者の場合には、商業マージンと運賃とが切離され、商業部門と運賃部門とに対してもこの分離された部分が計上されるのに対して、後者の場合には、すべて一括したまま当該商品部門にマイナスの投入がなされる。

なお、副産物や屑には属さないが、中古品の取扱いについても類似の方法がとられることは3で説明したとおりである。

副産物と屑の範囲は、次に示すように、とくに指定された重要品目に限定し、その他の副産物や屑は、主生産物と混みで一括したまま取扱う。すなわち、この種の微細な副産物および屑の販売収入は主生産物の生産額に含め、一括して他部門に配分せしめる。副業製品は、前述の通り、生産活動単位の原則からまず分離せしめ、これを当該製品を主業とする生産部門に結合させるから、副産物・屑とは区別して考えるべきである。なぜならば後者は主生産物と比例して増減するが、前者にはこのような技術結合関係はないからである。

副産物および屑にかんする主要な指定品目は次の通り。

A 副産物

発 生 部 門	品 目	マイナスの投入をうける部門
動物油脂	大豆油	大豆
人絹・合成繊維	回収硫黄	硫黄
硫酸	硫酸	硫酸
無機炭	粗ベソゾール	有機基礎化学
鉄	副生硫酸	化学肥料
非金属	高炉石	ガ化学肥料
ガ	硫酸	その他の化学製品
	粗ベソゾール	有機基礎化学
	副生硫酸	化学肥料

B 屑

主たる発生部門	品 目	マイナスの投入をうける部門
P	麻袋	その他の繊維製既製品
P C I	ゴム屑, 古タイヤ	工芸作物(繊維用を除く)
P C M	繊維屑(羊毛屑を除く)	繊維用工芸作物
P C	羊毛屑	繊維用畜産
P C I	木屑	薪炭製造
P C I M	古銅, 古鉛	伐木屑
P C	レンガ, ガラス屑, 古びん	非鉄金属屑
P C	紙屑	窯業原料
P C I M	鉄屑	鉄屑

注 P……企業の経常勘定 C……民間消費支出 I……企業の資本勘定 M……輸入